最終更新日:2020年6月25日

神栄株式会社
代表取締役社長　赤澤秀朗
問合せ先:経営戦略部　078-392-6911
証券コード:3004
https://www.shinyei.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

[当社における取組みに関する基本的な方針]
当社は、豊かな社会づくりに貢献することを基本理念に、企業価値の向上を目指し、新しい価値創造への取組みを強力に推進しております。これを実現する上で、コーポレート・ガバナンスの整備構築を経営の最重要課題の一つと位置づけ、すべてのステークホルダーに配慮しながら経営の健全性・透明性・効率性の確保という視点から、経営管理体制や組織と仕組みの見直しと改善、さらにコンプライアンスの観点からは、企業倫理観の醸成と体制面の整備に努めております。
また、当社は今後も迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により経営の透明性を高めてまいります。

[株主その他のステークホルダーの位置づけに関する考え方]
株主をはじめすべてのステークホルダーに対する責任、より良い関係づくり及びバランスに配慮することを基本的な考え方として、ステークホルダーからの適正な評価と信頼を獲得することを目標として、業績を上げることはもちろん、IR・情報開示の戦略企画・推進機能の向上を課題としております。

[経営監視機能に関する考え方]
コーポレート・ガバナンス体制の整備のために、会社の機関は、監査役会設置会社としております。監査役会は、監査役3名の内2名を社外監査役とし、経営監視と企業統治体制の確立を進めております。特に、監査役及び監査役会の監査の実効性を高めるために、絶えず仕組みの見直しと整備を行っております。また、独立役員たる社外取締役を2名選任し、ガバナンス機能をより高めております。

[企業グループ全体における考え方]
グループ全体の業務の適正確保に関して、当社は事業持株会社として、1) グループ経営方針・計画の策定、2) 戦略事業単位の設定、3) 子会社の経営計画の承認、4) グループ規程の制定、5) 子会社内部監査の実施などを行っております。
また、原則として、子会社の機関設計は、取締役会及び監査役設置会社とし、親会社による適切なコントロールを可能とするため、取締役や監査役等を派遣しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しています。

[補充原則1－2②　株主総会招集通知の早期発送]
当社は、会社法の規定より1週間早めて株主総会開催日から3週間前までに招集通知の発送を行う方針ではありますが、2020年6月25日開催の第152回定時株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、従業員や監査業務従事者の安全確保に十分配慮しながら業務を遂行したことにより、決算及び監査手続が通常より遅延することとなったため、開催日の2週間前の発送となりました。ただし、当社ウェブサイト等における電子的公表につきましては、開催日の22日前に行い、早期に情報提供いたしました。

[補充原則1－2④　議決権の電子行使のための環境整備] 及び
[補充原則3－1②　海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進]
当社は、外国法人等の持株比率が5％未満と低いため、議決権の電子行使や招集通知の英訳その他英語での情報の開示又は提供は、行っておりません。

[補充原則4－10①　独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言]
当社におきましては、役員の指名・報酬に関する独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置しておりませんが、役員の指名・報酬に関する決定にあたっては、複数の独立社外取締役が出席する取締役会において十分な説明・審議がなされており、独立社外取締役による適切な関与・助言がなされております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しています。

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、下記の当社ウェブサイトに掲載しております。
https://www.shinyei.co.jp/ir/governance/index.html

以下の各原則に基づく開示事項につきましては、上記の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。
[原則1－4　政策保有株式]
[原則1－7　関連当事者間の取引]
[原則3－1　情報開示の充実] のうち、
(ⅰ)会社の目指すところ(経営理念等)
(ⅱ)コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
(ⅲ)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
[補充原則４－１①　経営陣に対する委任の範囲]
[原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]
[補充原則４－11①　取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]
[補充原則４－14②　取締役・監査役に対するトレーニングの方針]
[原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針]

【原則１－４　政策保有株式】
政策保有株式に関する取締役会における検証の内容につきましては、「第152期有価証券報告書」の「第一部【企業情報】」の「第４【提出会社の状況】」の「４【コーポレート・ガバナンスの状況等】」の「(5)【株式の保有状況】」に記載しております。
https://www.shinyei.co.jp/ir/financial/annual_report.html

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定拠出年金制度を採用しており、本原則に該当する企業年金制度は有しておりません。

【原則３－１　情報開示の充実】のうち、(ⅰ)
経営戦略及び経営計画につきましては、「第152期有価証券報告書」の「第一部【企業情報】」の「第２【事業の状況】」の「１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】」に記載しております。
https://www.shinyei.co.jp/ir/financial/annual_report.html

【原則３－１　情報開示の充実】のうち、(ⅴ)
取締役候補者及び監査役候補者の選任理由につきましては、「第149回定時株主総会招集ご通知」、「第151回定時株主総会招集ご通知」及び「第152回定時株主総会招集ご通知」((いずれも株主総会参考書類)に記載しております。
https://www.shinyei.co.jp/ir/financial/shareholder.html
また、経営陣幹部たる代表取締役の異動理由につきましては、「代表取締役の異動に関するお知らせ」に記載しております。
https://www.shinyei.co.jp/ir/news/index.html

【補充原則４－11②　取締役・監査役の兼任状況】
取締役及び監査役の兼任状況につきましては、「第152回定時株主総会招集ご通知」に添付の「第152期事業報告」の「３．会社役員に関する事項」に記載しております。
https://www.shinyei.co.jp/ir/financial/shareholder.html

【補充原則４－11③　取締役会全体の実効性】
取締役会の構成、機能、運営などの面から取締役及び監査役の全員で意見交換を行い、取締役会の実効性について検証した結果、取締役会全体として適切に機能しており、実効性は確保できているものと評価しております。
取締役会においては、社外取締役及び社外監査役からの積極的な発言や質疑応答があり、自由闊達な意見交換が行えております。業績の分析や戦略の評価に関する議論については、一定の改善は見られるものの、取締役会外における意見交換の場をさらに活用することや、取締役会に提案する議案の工夫など、社内外役員によるなお一層の活発な議論を促す取り組みを今後とも行ってまいります。また、女性役員の登用や資料のペーパーレス化についても、引き続き検討してまいります。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	242,025	6.38
株式会社三井住友銀行	187,500	4.94
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	187,500	4.94
株式会社みなと銀行	180,800	4.76
農林中央金庫	165,000	4.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	153,600	4.05
神栄グループ従業員持株会	127,486	3.36
株式会社ノザワ	122,300	3.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	109,900	2.90
株式会社さくらケーシーエス	101,000	2.66

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤　雄一	公認会計士											
大砂　裕幸	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤　雄一	○	いずれの項目にも該当せず、利害関係はありません。	公認会計士であり会計の専門家としての経験や財務及び会計に関する相当程度の知見など高い見識を有しており、社外取締役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。また、取引先の出身者等ではないことなど、独立性を十分に確保できているものと判断しており、独立した立場から当社の経営に関与していただけるものと考え、独立役員に指定しております。

大砂　裕幸	○	いずれの項目にも該当せず、利害関係はありません。	弁護士であり法律の専門家としての経験や高度の知見に加え、税理士としての財務及び会計に関する知見など高い見識を有しており、社外取締役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。また、取引先の出身者等ではないことなど、独立性を十分に確保できているものと判断しており、独立した立場から当社の経営に関与していただけるものと考え、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

連携状況は、次のとおりです。

【監査役と会計監査人との連携状況について】
　監査役会規則において「監査役会は、必要に応じて、会計監査人に対して報告を求める」と定めております。具体的には、監査役は、1) 会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、2) 会計監査人から環境整備について通知を受け、3) 会計監査人から監査計画を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行い、4) 必要に応じて、会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めております。

【監査役と内部監査部門との連携状況について】
　監査役会規則において「監査役会は必要に応じて、内部監査部門等の使用人に対して報告を求める」と定めております。具体的には、監査役は、1) その職務執行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、2) 内部監査部門に対して、内部統制にかかわる状況とその監査結果の報告を求め、3) 必要に応じ、内部監査部門に対して調査を求めております。
　また、定期的会合は、常勤監査役と内部監査部門とで毎月1回開催し、それぞれの監査計画、監査結果及び監査予定について意見交換を行っております。また、毎月の定時監査役会において、内部監査部門より報告聴取及び意見交換を行っております。

【会計監査人と内部監査部門との連携状況について】
　会計監査人は内部監査部門の監査報告を閲覧し、監査の参考にしております。また、内部監査部門は、会計監査人の監査の結果を踏まえて監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大森　右策	他の会社の出身者							△						
田中　敏彦	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大森　右策		当社のメインバンク及び大株主である(株)三井住友銀行の出身ですが、2003年に同行におけるすべての役職を退任しております。	金融機関における豊富な経歴や経営に携わってきた経験による幅広い見識を有しており、社外監査役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。
田中　敏彦	○	当社の取引先及び大株主であるあいおいニッセイ同和損害保険(株)の出身ですが、2013年に同社におけるすべての役職を退任しております。また、当社の同社に対する支払保険料額は直近事業年度における実績で同社の売上高の0.1%未満と僅少であり、さらに、同社とは通常の取引先と同様の条件で取引を行っております。	経営に携わってきた経験や経理業務に従事してきた経歴に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見など幅広い見識を有しており、社外監査役として役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。また、主要な取引先の出身者等ではないことなど、独立性を十分に確保できているものと判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけるものと考え、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
また、2020年6月25日開催の取締役会において、コーポレートガバナンスの観点から、当社グループの業績に与える影響を明朗な形で業務執行を担う役員の報酬に反映させ、株主との利害共有をなお一層進めることを目的として、執行役員を兼務する取締役を対象に、連結経常利益に連動する業績連動報酬制度の導入を決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期に支払った役員報酬は以下の通りです。
取締役（8名）に支払った報酬額　163百万円
監査役（3名）に支払った報酬額　31百万円
（うち社外役員（4名）に支払った報酬額　19百万円）
（取締役の報酬額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬額11百万円を含む）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めております。
1．取締役（執行役員を兼務する者を含む）の報酬等については、取締役報酬及び執行役員報酬に区分し、執行役員報酬については、さらに基本報酬及び業績連動報酬に区分し、毎年、定時株主総会直後に開催し複数の独立社外取締役を含む取締役会において決議いたします。
取締役報酬及び執行役員報酬の基本報酬の金額は、従業員の給与水準などを鑑み、役員の経営責任等を総合的に勘案した上で、それぞれの役位（執行役員としての役位を含む）に応じて妥当であると考えられる金額といたします。なお、執行役員を兼務する取締役については、後記の業績連動報酬を勘案した金額といたします。
取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）の基本報酬のうち、それぞれの役位（執行役員としての役位を含む）に応じて妥当であると考えられる金額を株式報酬とし、譲渡制限付株式を付与するための報酬として支給することができます。各取締役はその金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。
執行役員を兼務する取締役については、中長期的なインセンティブである株式報酬に加え、短期的なインセンティブとしての業績連動報酬を設定いたします。当社グループでは、取り巻く環境にかかわらず安定して年間10億円以上の連結経常利益を創出できる企業体を目指していることを勘案し、業績連動報酬は、前連結会計年度における連結経常利益が10億円の場合を標準である100%とし、連結経常利益の金額に応じて以下のとおり0%から150%までの間で変動させます。なお、標準となる連結経常利益が10億円の場合の金額は、執行役員報酬の金銭報酬たる基本報酬の金額の10%から20%を目安に執行役員としての役位に応じて設定いたします。
連結経常利益　0円以下：0%
連結経常利益　0円超5億円以下：0%超66.7%以下
連結経常利益　5億円超10億円以下：66.7%超100%以下
連結経常利益　10億円超25億円以下：100%超150%以下
連結経常利益　25億円超：150%
取締役の金銭報酬、すなわち取締役報酬並びに執行役員報酬のうち金銭報酬たる基本報酬及び業績連動報酬の総額（執行役員を兼務する者が受ける執行役員としての報酬等を含む）は、2019年6月26日開催の定時株主総会において決議された年額200百万円（うち社外取締役20百万円）の範囲内といたします。また、株式報酬の総額（執行役員を兼務する者が受ける執行役員としての報酬等を含む）は、同株主総会において決議された年額40百万円の範囲内とし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内といたします。なお、同株主総会決議に係る取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。
2．監査役の報酬等については、2019年6月26日開催の定時株主総会において決議された年額48百万円の範囲内で、上記1．の取締役報酬及び執行役員報酬の基本報酬に準じ、毎年、定時株主総会直後に開催する監査役会にて協議し決定いたします。なお、同株主総会決議に係る監査役の員数は3名であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に限定したサポート体制の特定の定めはありませんが、社外取締役には、取締役会の上程議案について、経営企画部門から必要なる事前資料送付や説明を行います。また、監査役の事務を補佐する使用人を設置しており、当該使用人が社外監査役もサポートしています。
常勤監査役は社外監査役に対して情報伝達体制として、取締役会開催に際して、必要なる事前資料送付や、事前説明を実施しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
小野　耕司	顧問	財界活動や公益目的の活動など対外的活動が主なものであり、現経営陣に対して指示や指導が行われることはなく、経営の意思決定に何らかの影響を与えることはありません。	非常勤、報酬あり	2020/6/25	任期の定めなし ※2019年12月31日の代表取締役社長退任後、2020年1月1日より取締役会長に就任し、同年6月25日より顧問

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名

その他の事項

当社には相談役・顧問の選解任に関する社内規程はなく、必要に応じて取締役会決議に基づき相談役や顧問を委嘱することがあります。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

［現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要］
当社におけるコーポレート・ガバナンスの体制は、毎月1回及び定時株主総会後に開催する定時取締役会、並びに必要に応じて随時開催する

臨時取締役会において、法令、定款及び株主総会決議に定める権限に基づき、事業持株会社として、グループ全体の業務執行に関する意思決定を行うとともに、業務執行に関する監督を行っております。取締役会の構成員は、すべての取締役（社外取締役を含む）7名及びすべての監査役（社外監査役を含む）3名であり、議長は代表取締役社長であります。2020年3月期においては、定時13回、臨時4回の計17回を開催し、取締役（社外取締役を除く）6名のうち5名及び監査役（社外監査役を含む）3名はすべてに出席し、社外取締役2名については16回、もう1名の取締役については15回に出席いたしました。

また、より迅速な業務執行及び透明性のある意思決定を行うため、経営会議（常務会）を原則として毎週1回開催しております。常務会の構成員は、すべての取締役（社外取締役を除く）5名であり、議長は代表取締役社長でありますが、業務執行の適正性を図るため、常勤監査役1名が出席し、牽制体制を維持しております。常務会においては、業務執行に関する重要事項の協議及び報告、監査及び監督の方法等、重要案件の審議を行っており、取締役会に付議する議案についても内容を事前に審議することによって問題の所在等を的確に把握することで、取締役会における審議を実効的なものとすることが可能となっております。

なお、当社は、経営の意思決定・業務監督機能と業務執行機能の分担を明確にし、それぞれの機能を強化するとともに、経営の意思決定の一層の迅速化を図るため執行役員制度を導入しており、会社業務の執行に関する事項の報告と情報の共有を行うため、原則として毎月1回及び定時株主総会後に執行役員会を開催しております。執行役員会の構成員は、すべての取締役（社外取締役を除く）5名及びすべての取締役を兼務しない執行役員5名であり、議長は代表取締役社長でありますが、常勤監査役1名が出席し、必要に応じて意見を述べることとしております。

当社は、監査機能を果たす部門として、監査役会、内部監査部門、会計監査人を擁し、相互に密接な連携を図って経営に対する監視を行っております。監査役会の構成員は、すべての監査役（社外監査役を含む）3名であり、議長は常勤監査役であります。

さらに、全グループ横断的な組織として内部統制委員会を設置し、当社グループの内部統制システムの構築・運用・見直し・再評価を行い、事業リスクの軽減を図っております。内部統制委員会の構成員は、すべての取締役（社外取締役を除く）5名及びすべての取締役を兼務しない執行役員5名並びにすべての当社の部長及び子会社社長（執行役員が兼務する者を除く）16名であり、委員長は代表取締役社長でありますが、オブザーバーとして、社外取締役2名及びすべての監査役（社外監査役を含む）3名も出席しております。

【取締役・監査役候補者の指名】

取締役及び監査役の候補者については、社内外における豊富な経験、これに基づく高い見識、当社グループの事業に対する深い理解と熱意、法令、財務・会計等に関する高度の専門性、コンプライアンス精神や高い倫理観、当社グループの持続的成長や企業価値向上に対する強い意欲といった経営者に求められる資質を総合的に勘案し、社長が推薦いたします。取締役についてはこの推薦に基づき、監査役についてはこの推薦に基づき監査役会の同意を得た後、複数の独立社外取締役を含む取締役会において審議の上、それぞれ候補者を指名し、株主総会において選任いたします。

【監査役監査の状況】

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成するとともに、監査役監査事務局を設置し、その職務を遂行するにつき当社の取締役会から独立した地位にある使用人1名が監査役の職務を補助しております。監査役会は、監査役会規則に基づき、期初に監査方針・監査計画を策定するとともに、各監査役の業務分担に基づき行われた監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っております。また、監査役の職責と心構え、監査体制、監査環境整備、業務監査、会計監査、監査の方法、内部統制監査及び監査報告等について監査基準及び行動指針を決議しております。

各監査役は、監査基準に準拠し、監査方針・監査計画に従い、取締役等の業務執行を監視するため、取締役会や重要会議への出席、取締役、執行役員及び使用人からの報告聴取、意見交換及び実地調査を行い、また、内部統制の整備状況等の業務監査を実施しております。さらに、会計監査人の監査環境を検証するとともに、内部監査部門や子会社監査役及び会計監査人との連携を通じ、監査の精度と実効性を高めております。

【内部監査の状況】

当社の内部監査部門である監査部は、部長1名及び部員2名で組織し、神栄グループ内部監査規則に基づき、期初に監査方針・監査計画を策定した上で、全部門・子会社を対象に業務監査を計画的に実施し、内部管理体制のチェックと業務執行の適切性を総合的・客観的に評価し、監査結果を取締役会に報告するとともに、被監査部門に対し、改善事項の指摘・指導を行うなど、内部統制の有効性の向上に努めております。

また、監査役及び会計監査人との連携によって実効性のある監査に努めております。

【会計監査の状況】

当社は、会社法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく監査について監査契約を有限責任 あずさ監査法人と締結しております。継続監査期間は、1974年10月期以降の46年間であります。ただし、調査が著しく困難であったため、現任の監査人である有限責任 あずさ監査法人の前身の1つである新和監査法人が監査法人組織になって以降の期間について記載したものです。実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

2020年3月期の監査業務を執行した公認会計士は、黒川智哉及び山田岳の2名であります。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他8名であります。

【監査役の機能強化に向けた取組み】

1．当社の監査役は、3名中2名が社外監査役であり、業務特性に通じた常勤監査役と日常的に密接な連携を保つことにより、経営から一定の距離のある独立の立場で、経営に対して実効的な監査が十分可能となっています。なお、「独立性の高い社外監査役の選任状況」については、Ⅱ.1.【監査役関係】欄をご参照ください。

2．監査役　田中敏彦は、他の会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その他の監査役についても、法令、財務・会計等に優れた知見を有する者が就任しており、それぞれの職歴、広範な経験と知識に裏打ちされた客観性の高い監査が可能であります。

3．監査役の補佐業務及び監査役会の事務局として、監査役監査事務局を設置し、監査役の職務に支障がないよう配慮し、監査役の職務を補助すべき使用人を配置しています。また、当該使用人の地位に関し取締役から独立した地位を確保し、当該使用人の人事については、監査役への事前報告と意見陳述の機会が保証されるものとし、監査役の独立性維持に努めております。

【責任免除の内容】

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項による取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款で定めております。

また、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役による監督並びに社外監査役を含む監査役監査及び監査役会監査は、監視機能が働いており、また独立役員たる社外取締役を2名選任し、ガバナンス体制をより強化しております。コンプライアンスの徹底を機軸とし、経営の法適合性とより高い企業パフォーマンスの実現を追求するために、上記のとおり取締役及び監査役による経営に対する監視機能を高めており、十分に有効なガバナンス体制が整っているものと判断して

おります。
なお、監督及び監査機能の強化により経営に対する監視は十分実現し得るとの立場から、監査役会設置会社としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	会社法の規定より1週間早めて株主総会開催日から3週間前までに招集通知の発送をしています。また、発送までにTDnet及び当社ウェブサイト（https://www.shinyei.co.jp/ir/financial/shareholder.html）において電子的に公表しています。 ただし、前述の通り、2020年6月25日開催の第152回定時株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、株主総会開催日の2週間前の発送となりましたが、電子的公表につきましては、開催日の22日前に行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	最も株主総会が集中すると思われる日を避けて設定しています。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト（https://www.shinyei.co.jp/ir/index.html ）において、IR情報（四半期・通期決算短信、その他適時開示資料、コーポレートガバナンスに関する情報、株主総会招集通知・決議通知等）・IRカレンダーを掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員を選任し、IR担当部署を経営戦略部としています。また、IR事務担当責任者を置き、金融商品取引所との窓口業務をはじめIR活動に関する事務全般を行っています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念に基づいて制定されている「神栄倫理憲章」中に、「ステークホルダーの立場の尊重」を内容とする規程が置かれています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	「神栄グループ環境基本理念」に基づき、各事業所において、電力、CO2排出量、廃棄物質の削減、グリーン購買への取組みを行っている他、神栄グループR&Dセンターにおいては、風力発電による電力の供給を行うなど環境保全活動に積極的に取組んでいます。また、地域社会との共存共栄の観点から、各種のイベントへの支援活動など、常に地域貢献に資する活動を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	現時点においては、「ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等」は策定してはいませんが、IR活動の一環として情報の適時開示を行っています。その他、開示が相当と考えられる情報を積極的に開示することに努めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、「内部統制システム」の意義を「事業経営の有効性・効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、事業経営に関わる法令・企業倫理の遵守の徹底を図る目的で、当社及び当社グループ内部に設置し、運用する仕組み」であるとの基本的理解に立っています。

このような考え方に基づき、内部統制システムの構築に努めてまいりましたが、今後もさらにこの取組みを推し進めてまいります。

2．内部統制システムの整備状況

(1) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社グループの経営理念に則り制定された「神栄倫理憲章」、「神栄行動基準」の精神を、繰り返し当社グループの役員及び使用人に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の根底に据えることを周知徹底しております。

・法令及び社会倫理の遵守のための体制を整備し、コンプライアンス上の問題点を把握するため、当社グループ横断的な常設の内部統制委員会を設置し、当社の代表取締役をコンプライアンスにおける総責任者として定めております。また、当社の企画管理部門担当役員が所管する法務担当部門において、当社グループ全体のコンプライアンス・マネジメントシステムの運営・企画を行っております。

・法務担当部門と内部監査部門は、当社グループにおけるコンプライアンス上の問題を発見し、又は検討課題を見い出した場合は、内部統制委員会又は担当部門で審議し、当社の取締役会に報告いたします。当社の取締役会は、報告内容に対し、適切な改善措置を講じるとともに、定期的にコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。

・コンプライアンスやリスクに関連する問題について、職制を通じた報告伝達経路以外に当社グループの従業員が直接当社に報告することを可能とするため、内部通報制度（神栄ヘルプライン）を設置し、運営しております。

・財務報告の信頼性と適正性を確保するため、当社グループにおける良好な統制環境の保持を行い、内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、金融商品取引法（第24条の４の４）に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの整備、運用、評価を継続的に行い、必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係諸法令等の適合性を確保する体制を整備しております。

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力及び団体と関わりのある企業、団体、個人とは取引関係その他一切の関係を持たない方針を貫く体制を整備しております。

2) 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社の取締役及び執行役員の職務の執行並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、それぞれの分野において担当する当社の取締役又は執行役員を総責任者として定めております。総責任者は、「神栄グループ文書管理規則」に従い、職務執行に係る情報の文書又は電磁的媒体への記録、整理・保存を所管しております。

・当社の監査役及び内部監査部門は「神栄グループ文書管理規則」に則り、適正に情報の保存及び管理がされているかについて監査しております。

・業務管理機能を有する基幹システムをはじめとするIT（情報技術）環境の適切な整備、業務プロセスのIT化を通じて、ITの適切な管理・統制を実現することにより、経営計画の達成に必要な情報を確保する体制を構築しております。

3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「神栄グループリスクマネジメント規則」に基づき、当社グループの事業の遂行上、想定し得る重要な個別リスクに関し、各個別リスクごとにリスク管理に対する体制を整備しております。これらの個別リスク管理は、当社グループ横断的に設置する常設の内部統制委員会が行っております。管理対象とすべき新たなリスクが生じた場合は、速やかに、当該リスクに対する施策を講じます。

・内部統制委員会は、事業分野ごと、又はリスクカテゴリーごとのリスク管理の状況を調査し、その結果を当社の取締役会に報告し、当社の取締役会は、改善すべき点があれば、改善策を審議・決定いたします。

4) 当社の取締役及び執行役員の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社の取締役会は、当社の取締役会が定める経営機構に基づき、代表取締役及び執行役員をして、業務の執行を行わせております。

・当社の取締役会は、社外取締役以外の取締役及び社長が指名する執行役員を構成員とする経営会議を設置し、業務運営に当たらせております。

・当社の取締役会は、当社グループの中期経営計画を策定し、中期経営計画に基づく事業分野ごとの業績目標・予算を設定しております。さらに、その達成に向けて当社の執行役員に職務を遂行させ、その結果を管理・評価しております。

・企画管理部門において、子会社の業務執行を管理し、統括しております。また、子会社の監査役は、当社所属の使用人を充てております。

5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・子会社の業績及び財務状況、コンプライアンスやリスクに関連する問題その他重要な事項については、当社への報告を義務付けております。

・当社の監査役及び内部監査部門は、当社及び子会社の監査を実施し、その結果を当社の取締役会に報告しております。

6) その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社グループにおける職務分掌、決裁権限に関する基準その他の管理規程を定め、子会社にも適用させております。

・子会社の機関設計について、原則として、取締役会及び監査役設置会社としております。

・子会社の代表取締役は、当社グループ全体の内部統制を確立するため、当該子会社における内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有するものとしております。

(2) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・当社の監査役の補佐業務又は事務局として、監査役監査事務局を設置しております。

・監査役監査事務局は、当社の取締役会から独立した地位を確保できる体制としております。

・監査役監査事務局員は、当社の監査役又は監査役会の命令に従いその職務を行っております。

・当社の監査役又は監査役会は、監査役監査事務局員の人事に関しては、事前に報告を受けるとともに、意見を述べることができます。

2) 当社の取締役、執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制、当社の子会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

・当社の代表取締役及び取締役は、当社の取締役会においてその担当する業務の執行状況の報告をしております。また、当社の監査役に対し、経営会議その他の重要な会議及び各種委員会に出席を求めるとともに、当社の取締役及び執行役員の職務の執行並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る重要な文書を閲覧に供しております。
・当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当社の監査役に直ちに報告いたします。
・当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の役員及び使用人は、定期報告及びその他必要事項について当社の監査役に随時報告を行っております。
・当社は、当社の監査役に報告を行った当社の取締役、執行役員及び使用人に対する不利な取扱いを禁止しております。また、子会社に対し、当社の監査役に報告を行った子会社の役員及び使用人に対する不利な取扱いの禁止を徹底させております。

3) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社の代表取締役は、当社の監査役又は監査役会と必要に応じて会合を開催しております。
・当社の取締役、執行役員及びその職務を補助すべき使用人は、当社の監査役又は監査役会との意思疎通、情報の収集・意見交換の機会を確保しております。
・内部監査部門及び子会社の監査役は、当社の監査役会に監査状況及び業務状況を報告するほか、当社の監査役との事務連絡会を開催し、緊密な連携を保っております。
・当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、所管部署において迅速に処理を行っております。当社の監査役会が弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家の活用を求めた場合は、当社がその費用を負担いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、従前から、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「神栄倫理憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える「反社会勢力及び団体は排除します。」との基本方針を定めておりましたが、これに加え、2008年6月26日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力及び団体と関わりのある企業、団体、個人とは取引関係その他一切の関係を持たない方針を貫く体制を整備する。」との項目を、「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の中に位置づけて追加する決議をいたしました。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況は以下のとおりです。
(1) 統轄部署及び不当要求防止責任者の設置状況
総務・審査部を当社グループにおける統轄部署とし、事案により各関係部署、各事業所、各関係会社と協議の上対応できる体制としております。

(2) 外部の専門機関との連携状況
反社会的勢力に関する専門家を顧問としており、平素から、日常的に指導を受け、連絡を密にしているほか、顧問弁護士等の外部専門機関との相談・連携体制を整備しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理体制
当社は公安関係組織などから反社会的勢力に関する情報を収集しており、また、収集した情報は担当部署にて一元的に管理、活用しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況
具体的な対応方法を実践的に記載・指導した「反社会勢力による被害を防止するための対応マニュアル」を作成しており、イントラネットに掲示して周知させております。

(5) 研修活動の実施状況
役職員を対象に、外部講師による「反社会的勢力対応に関する研修会」やビデオ研修会を開催しているほか、外部機関による講習会等に積極的に参加し、対応能力の向上に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為や買収提案の中には、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しているものもあります。

以上のことから、当社株式の大規模買付行為や買収提案に対しては、株主共同の利益確保の観点から、必要に応じて適切な対応を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

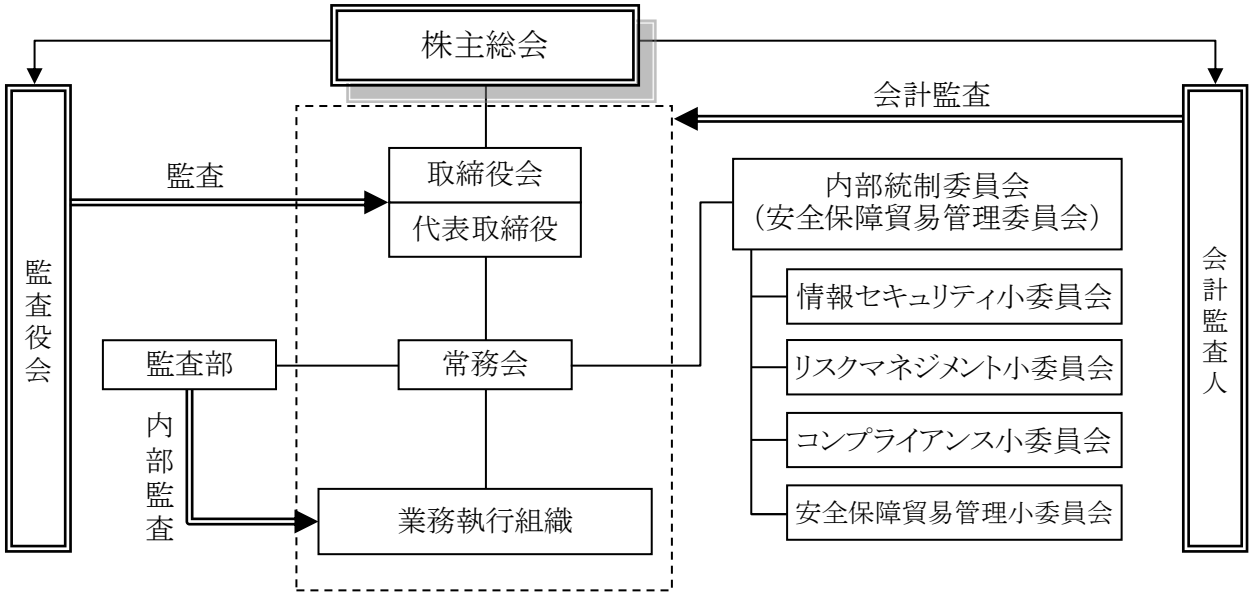
株主総会
会計監査
監査
取締役会
代表取締役
内部統制委員会
（安全保障貿易管理委員会）
監査役会
会計監査人
情報セキュリティ小委員会
監査部
常務会
リスクマネジメント小委員会
コンプライアンス小委員会
内部監査
業務執行組織
安全保障貿易管理小委員会

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1　内部規則

神栄グループ内部者取引管理規則において、管理責任者としての情報取扱責任者の選任、内部情報管理、報告義務、公表の決定の方法および機関等についての詳細を決定し、これに基づいてグループ内での運用を行っております。

2　関連する体系図

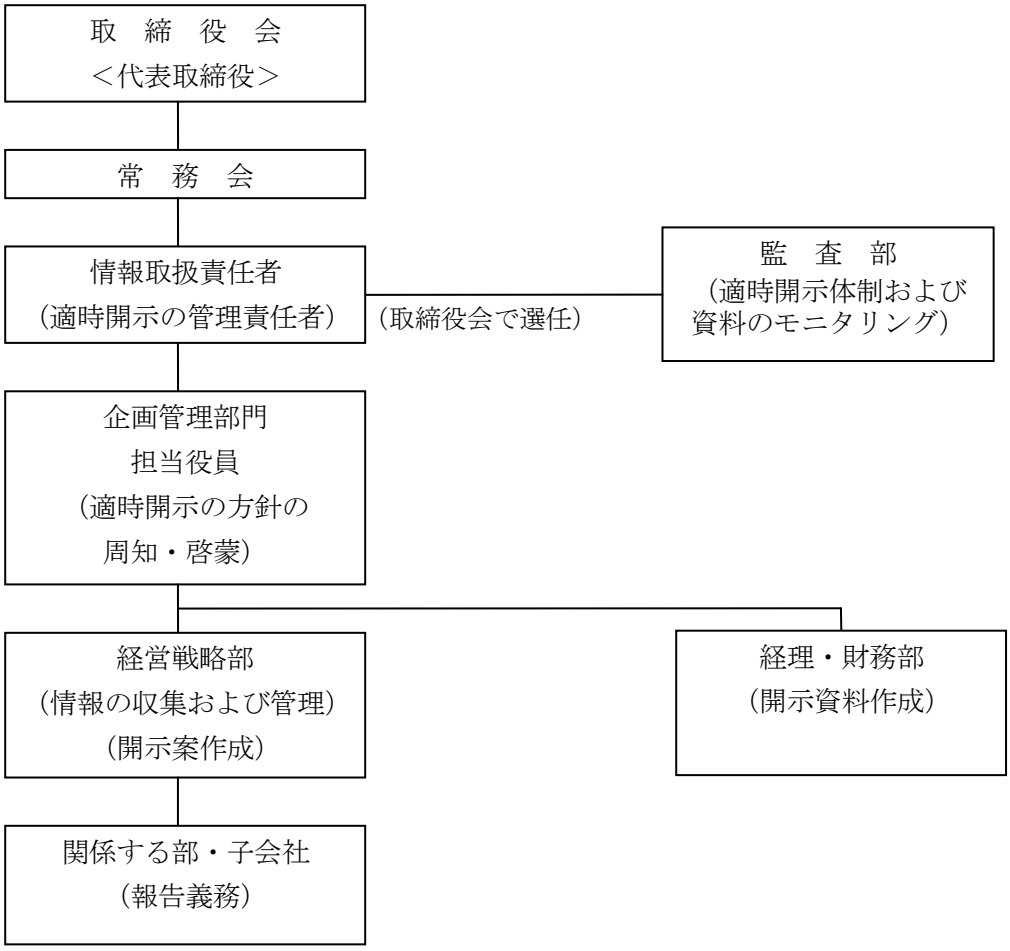

＊　重要事実に関する情報管理・報告・公表までのフロー

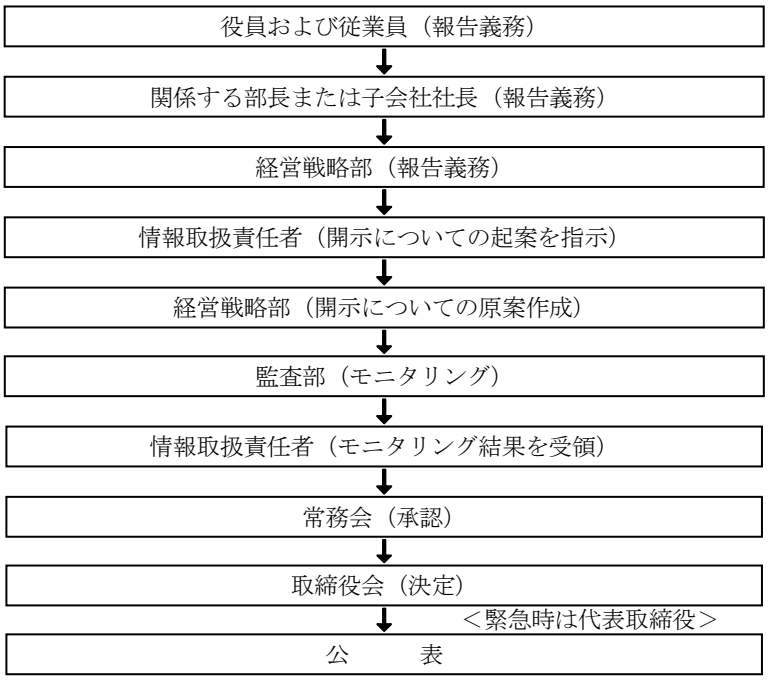

３．決定事実に関する情報

情報取扱責任者は当該決定事項が開示義務を伴うかどうかを判断し、必要であれば経営戦略部へ具体的な内容および時期を指示して起案させ、当該事項の常務会および取締役会による決定と同時に開示内容についての承認を経て速やかに開示を行っております。

４．発生事実に関する情報

情報取扱責任者は当該発生事項が開示義務を伴うかどうかを判断し、必要であれば経営戦略部へ具体的な内容および時期を指示して起案させ、当該事項の取締役会または常務会による開示内容についての承認（緊急の場合は代表取締役）を経て速やかに開示を行っております。

５．決算に関する情報

・決算（年度末・四半期）における開示

年度末については常務会および取締役会の承認を経て会社法の計算書類等を監査役会および会計監査人への提出、監査終了の後、常務会および取締役会の承認のうえ決算短信による対外発表を行い、有価証券報告書についても常務会および取締役会の承認を経て財務局への提出を行っております。また、各四半期の対外発表および財務局への四半期報告書の提出についても常務会および取締役会の承認を経て行っております。

・業績予想についての修正

直近における売上・利益の対外発表の予想数値に対して、売上高、営業利益、経常利益および当期純利益の変動がないかを絶えずチェックし、変動する見込みが確実になった段階で、取締役会または常務会による承認を経て開示を行っております。

・配当予想についての修正

直近における配当の対外発表の予想数値に対して、最終的に見込まれる損益・財務の状況および当社の配当政策等を勘案して変動する見込みが確実になった段階で、取締役会または常務会による承認を経て開示を行っております。

以上